

お客様各位

セイノーロジックス株式会社

(横浜)045-682-5315

(大阪)06-6260-1031

(名古屋)052-221-7221

カナダ向け e Manifest 導入開始について④

拝啓、貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社海上混載サービスに格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、弊社 HP にて先にご案内しております様に、2021年1月4日より、カナダ向け eManifest が本格導入されております。カナダ向けの BL を発行する全ての NVOCC・フォワーダーは、自社 BL の情報 (e Manifest) を CBSA に事前申告することが必要となり、7月4日 現地入港分以降は未申告や不備があった場合にペナルティが科せられる場合があります。

それに伴い、6月1日 日本出港予定本船以降の船積より、該当のお客様には eManifest 送信完了確認フォームに eManifest の送信完了後 Accepted となった日時を明記いただき、弊社までご返送いただくようお願い致しましたが、お客様・弊社双方の作業効率を考慮し、弊社へのご返送は求めないこととなりました。なお、引き続き、対象本船の CFS カット日翌日以降、弊社の eManifest 送信後 Accepted となり次第、Primary Cargo Control Number (PCCN) 及び弊社の HBL Cargo Control Number (CCN) をご案内させていただきます。

なお、船会社および Master consolidator による代行送信は不可となっております。自社でカナダ向けの BL を発行される NVOCC・フォワーダーのお客様には、確実に情報送信のご手配を いただけますようお願い申し上げます。また、弊社にて eManifest 送信の場合には、必ず実荷主・荷受人様を弊社発行 HBL 上の Shipper / Consignee 欄にご記載いただけますようお願い致します。

本ルール of 厳格適用まで 1 か月を切っておりますので、お客様には改めてご留意いただけますようお願い申し上げます。

敬具

ご質問等がございましたら、下記までお問い合わせください。

セイノーロジックス (株) カスタマーサービス部

横浜 : 045-682-5315 大阪 : 06-6260-1031 名古屋 : 052-221-7221